

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	クレジット売掛金	400,000	売 上	400,000
2	研究開発費	3,500,000	普通預金	3,500,000
3	前 受 金	300,000	国庫補助金受贈益	300,000
	固定資産圧縮損	300,000	備 品	300,000
4	当 座 預 金	1,500,000	資 本 金	900,000
			資 本 準 備 金	600,000
5	仮受消費税	580,000	仮払消費税	720,000
	未収還付消費税	140,000		

・解説

1. クレジット売掛金に関する問題です。

本問は、問題文に「信販会社へのクレジット手数料 3%は、入金時に計上することとした」とあるので、**手数料の処理は不要**です。

★解答仕訳

(借) クレジット売掛金 400,000 / (貸) 売 上 400,000

なお、信販会社へのクレジット手数料 3%は、後日、入金があったさいに計上します。参考までに仕訳をご確認ください。

☆参考・入金時の仕訳

(借) 現 金 預 金 388,000 / (貸) クレジット売掛金 400,000
 (借) 支 払 手 数 料 12,000

■クレジット手数料を販売時に計上する場合は？

クレジット手数料を入金時ではなく販売時に計上するパターンもあります。上記の仕訳とあわせてご確認ください。

☆参考・販売時に手数料を計上する場合の仕訳

(借) クレジット売掛金 388,000 / (貸) 売 上 400,000
 (借) 支 払 手 数 料 12,000

☆参考・入金時の仕訳

(借) 現 金 預 金 388,000 / (貸) クレジット売掛金 388,000

クレジット売掛金に関する問題は、第 144 回の問 3、第 147 回の問 3、第 150 回の問 4 でも出題されているので、あわせてご確認ください。

2. 研究開発費に関する問題です。

研究開発に関する全てのコストは、発生時に**研究開発費**で費用処理します。問題文の「**給料**」「**備品**」「**機械装置**」等のキーワードに惑わされないように気をつけましょう。

研究開発費に関する問題は、第 101 回の問 5や第 136 回の問 3、第 141 回の問 4、第 142 回の問 2でも出題されているので、あわせてご確認ください。

3. 固定資産の圧縮記帳に関する問題です。

本問は【**仮受金の修正に関する仕訳**】【**圧縮記帳に関する仕訳**】に分けて考えましょう。

■**仮受金の修正に関する仕訳**

問題文に「**国庫補助金 300,000 円**を受け取っていたが、誤って前受金の増加として処理していたことが判明した」とあるので、誤って処理していた前受金を**国庫補助金受贈益**に振り替えます。

★**解答仕訳①**

(借) 前 受 金 300,000 / (貸) 国庫補助金受贈益 300,000

■**圧縮記帳に関する仕訳**

圧縮記帳に関しては、固定資産圧縮損を計上するとともに、同額だけ固定資産の帳簿価額を減額します。

★**解答仕訳②**

(借) 固定資産圧縮損 300,000 / (貸) 備 品 300,000

以上、①②の仕訳をまとめると解答仕訳になります。

4. 設立時の新株発行に関する問題です。

本問は、問題文に「**払込金の 6 割に相当する金額を資本金とする**」という指示があるので、払込金のうちの 6 割を資本金で、残りの 4 割を資本準備金で処理します。

$$\boxed{\text{払込金} = 300 \text{ 株} \times @5,000 \text{ 円} = 1,500,000 \text{ 円}}$$

- ・ 払込金の 6 割：900,000 円 (=1,500,000 円×60%) →資本金で処理
- ・ 払込金の 4 割：600,000 円 (=1,500,000 円×40%) →資本準備金で処理

新株発行に関する問題は、第 114 回の問 1や第 120 回の問 2、第 122 回の問 1、第 127 回の問 1、第 130 回の問 4、第 131 回の問 4、第 133 回の問 4、第 137 回の問 4、第 140 回の問 1、第 143 回の問 3でも出題されているので、あわせてご確認ください。

5. 消費税に関する問題です。

消費税を税抜方式により記帳している場合、期中において消費税を支払った時は**仮払消費税**、受け取った時は**仮受消費税**で処理します。

その後、決算において仮払消費税と仮受消費税を相殺し、貸借差額により消費税の納付額または還付額を計算します。

- ・ 仮払 > 仮受 → 多く払いすぎている → 払いすぎている分が戻ってくる → **未収還付消費税**
- ・ 仮払 < 仮受 → 多くもらいすぎている → もらいすぎている分を納める必要がある → **未払消費税**

本問の場合、仮受分（580,000 円）よりも仮払分（720,000 円）のほうが多いため、差額の 140,000 円を**未収還付消費税**で処理します。

消費税に関する問題は、第 104 回の間 3や第 110 回の間 2、第 117 回の間 3、第 124 回の間 3、第 132 回の間 3、第 138 回の間 5、第 142 回の間 1、第 143 回の間 5、第 144 回の間 3、第 147 回の間 3、第 150 回の間 4でも出題されているので、あわせてご確認ください。